

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく有限責任事業組合（LLP）への現物出資に係る譲渡益課税の繰り延べ				
税目	所得税、法人税（租税特別措置法）				
要望の内容	<p>(1)対象事業者 産業活力再生特別措置法に係る認定計画にそってLLPの組合員になろうとする事業者。</p> <p>(2)税制措置の内容 認定事業者が計画に基づきLLPを設立するに際して現物出資を行う場合に課税繰り延べを認める。</p>		<table border="1" data-bbox="874 831 1482 958"> <tr> <td data-bbox="874 831 1219 958">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 831 1482 958">1,150 百万円 （ 100 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	1,150 百万円 （ 100 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	1,150 百万円 （ 100 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国経済及び産業の行き詰まりが深刻化する中で、我が国企業の生産性の向上と国際競争力の強化を通じた持続的な発展を図る。具体的には、我が国企業がグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換を行うとともに、新興国市場の成長を取り込むためのグローバル展開を後押しし、その投資規模とスピードの両立を図ることを可能にする環境整備を行う。また、これらの積極投資・事業転換に先だて、既存で抱える不採算事業や低生産性分野からの脱却を図るため、必要な事業再編や産業再編を円滑化することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 現下の日本経済は世界金融危機に端を発した不況から緩やかに回復しつつあるものの、今後の日本経済を取り巻く環境は、人口減少等を勘案した内需の減退とアジアを中心とした新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではない。これらの事実から立ち向かい、我が国経済及び産業の行き詰まりからの打開を図るためには、これらの背景にある産業構造全体の問題や企業のビジネスモデルの陳腐化等を解消する必要がある。</p> <p>上記の産業構造的な課題を解決するための一つの方法として、経営資源の効率的な運用による戦略的な組織再編・事業再編があるが、産活法上の計画の認定を受けた事業者がLLPを設立するに際して現物出資を行う場合に課税繰り延べの措置を講ずることによって、産業再編・設備効率化を通じた生産設備の有効活用を促進し、我が国産業の生産性の向上を図るもの。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進
		政策の達成目標	産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成25年3月31日まで
		同上の期間中の達成目標	適用見込み数(4件)
	有 効 性	政策目標の達成状況	本措置を講ずることにより、個社で行うよりも効果が高い競合他社との共同での効率化を進めるのに適した事業体であるLLPの設立がより促進され、需要に応じた最適な生産体制構築のための設備集約化が図られ、結果として我が国産業の生産性の向上に資すると考える。
		要望の措置の適用見込み	4件
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、LLP設立時の出資コストを軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	【エネルギー特別会計】 精製機能集約強化事業 35億円(平成23年度) 我が国の石油の安定供給を図るため、石油精製業者が製油所において精製機能の集約強化を行う際の費用の補助を行う(補助率1/2)。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本予算措置は、我が国の石油の安定供給を確保する観点から、石油精製事業者が、短期的な限界利益に捕らわれず、長期的な視野に立ち経営基盤を強化するため、設備廃棄(石油精製機能の廃止)に踏み切ることを政策的に促すためのものである。 他方、本税制改正要望は、事業者が、同業種又は異業種間で、設備の共用等を行うことを政策的に促進し、戦略的な組織再編・事業再編等を通じた我が国産業の生産性の向上を図ることを目的としており、設備廃棄(石油精製機能の廃止)の促進を目的とする上記予算措置とは政策的位置づけが異なるものである。
	要望の措置の妥当性	本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編等を行うものについて、一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り講じているため、必要最小限の措置となっており、国民の納得できる措置として妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(新設要望)
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	(新設要望)
	前回要望時の達成目標	(新設要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
これまでの要望経緯	平成17年 有限責任事業組合契約に関する法律 制定	